

やさしい中学公民 7-1 後半(p149~161)チェック問題 氏名

- (1) 裁判官は、国会や内閣などほかの権力からの圧力に影響されることなく、[① や ]に従ってのみ判決を出すよう定められている。これを[② ]という。
- (2) 裁判所は、国会がつくった法律が、日本国憲法に適合するかしないかを判断する権限を持っている。これを[① 権]という。特に[② 裁判所]は最終的な決定権を持つので、[③ ]とも呼ばれる。
- (3) 国会に設置されている、裁判官を辞めさせるかどうか決める裁判を[① 裁判]という。また国民は、最高裁判所の裁判官が適格な人物であるかどうか直接投票で審査するようになっている。これを[② ]という。また重大な刑事裁判の第一審に国民が裁判員として参加する制度を[③ 制度]という。
- (4) 国民にとって身近で信頼できる司法となるよう[① 改革]が進められており、弁護士や裁判官の数を増やすため、各地に[② ]が設置されている。また法的トラブルを解決するために[③ ]も設置されている。

(1)① 憲法や法律	(1)② 司法権の独立(裁判官の独立)	(2)① 違憲立法審査権
(2)② 最高裁判所	(2)③ 憲法の番人	(3)① 弾劾裁判
(3)② 国民審査	(3)③ 裁判員制度	(4)① 司法制度改革
(4)② 法科大学院(ロースクール)	(4)③ 法テラス(日本司法支援センター)	